

別表第三を次のように改める。

別表第三(第9条、第9条の4、第9条の7、第15条関係)

対象被保険者に係る一部負担金に相当する額による区分	費用の額の $\frac{3}{10}$	費用の額の $\frac{1}{10}$	費用の額の $\frac{0.5}{10}$	0
費用の額に乘すべき調整率	1.0000	0.9349	0.8980	0.8611

(注)1. 「対象被保険者」とは、第8条に規定する措置の対象となる者をいう。

2. 「費用の額」とは、対象被保険者に係る療養の給付に要する費用の額、入院時食事療養費の支給に要する費用の額、食事療養を除いた調整前特定療養費額又は食事療養に係る特定療養費の支給に要する費用の額をいう。

3. 対象被保険者に係る一部負担金に相当する額については、「費用の額の3/10に相当する額」とは、「費用の額の1/10を超え、3/10以下に相当する額」を、「費用の額の1/10に相当する額」とは、「費用の額の0.5/10を超え、1/10以下に相当する額」を、「費用の額の0.5/10に相当する額」とは、「費用の額の0.5/10以下に相当する額(ただし0の場合を除く。)」をいう。

附 則

(施行期日等)

1 この省令は、公布の日から施行し、改正後の国民健康保険の事務費負担金等の算定に關する省令(以下「新省令」という。)第十六条及び別表第一の規定は平成十一年度分の事務費負担金及び組合特別調整補助金から適用し、新省令附則第六項及び第七項の規定は平成十一年度に係る組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金について適用する。ただし、第六條の八、第七條、第七條の二、第十五條第一項第二号、第二項第一号口及び第四項の改正規定並びに附則に五項を加える改正規定(附則第十三項を加える部分に限る。)並びに別表第三の改正規定は、平成十二年四月一日から施行し、新省令別表第三の規定は平成十二年に係る療養給付費等補助金、組合普通調整補助金及び組合特別調整補助金から適用する。

(経過措置)

2 平成十二年度及び平成十三年度における第七條第二号(附則第十三項において準用する場合を含む。)及び第七條の二第二号の規定の適用については、これらの規定中「介護保険法第九條第二号に規定する被保険者」とあるのは、「四十歳以上六十五歳未満の被保険者」とする。

3 新省令別表第三の費用の額に乘すべき調整率の欄中「0.9349」、「0.8980」及び「0.8611」とあるのは、それぞれ平成十二年度におつては「0.9923」、「0.9536」及び「0.9150」と、平成十三年度におつては「0.9772」、「0.9390」及び「0.9008」と、平成十四年度におつては「0.9626」、「0.9249」及び「0.8871」と、平成十五年度におつては「0.9485」、「0.9112」及び「0.8739」と読み替えて適用するものとする。

〇厚生省令第三十六号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第七條第六項及び第四十一條第六項(同法第五十三條第四項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、介護保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十四日

厚生大臣 丹羽 雄哉

介護保険法施行規則の一部を改正する省令

介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)の一部を次のように改正する。

別に厚生大臣が定める短期入所療養介護」を加える。

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

〇厚生省令第三十七号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十二條第一項第二号並びに第七十四條第一項及び第二項の規定に基づき、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年三月二十四日

厚生大臣 丹羽 雄哉

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準の一部を改正する省令
指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に關する基準(平成十一年厚生省令第三十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 運営に關する基準(第百二十五條―第百四十條)」を「第四節 運営に關する基準(第百二十五條―第百四十條)を 第五節 基準該当居宅サービスに關する基準(第百四十條の二―第百四十條の八)」に改める。

第五條第一項中「厚生省令」を「政令」に改める。

第二十四條第一項中「この条」の下に「及び第二十八條」を加える。

第二十五條中「指定訪問介護の」を「訪問介護の」に改める。

第四十條第一項中「厚生省令」を「政令」に改める。

第四十二條の次に次の一条を加える。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十二條の二 基準該当訪問介護事業者は、訪問介護員等に、その同居の家族である利用者に対する訪問介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する訪問介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

一 当該訪問介護の利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定訪問介護のみによつては必要な訪問介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合

二 当該訪問介護が、法第四十六條第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は法第四十七條第一項第一号に規定する基準該当居宅介護支援の事業を行う者の作成する居宅サービス計画に基づいて提供される場合

三 当該訪問介護が、第四十條第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合

四 当該訪問介護が、入浴、排せつ、食事等の介護をその主たる内容とする場合

五 当該訪問介護を提供する訪問介護員等の当該訪問介護に従事する時間の合計時間が、当該訪問介護員等が訪問介護に従事する時間の合計時間のおおむね二分の一を超えない場合

基準該当訪問介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、訪問介護員等にその同居の家族である利用者に対する基準該当訪問介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る第四十三條において準用する第二十四條第一項の訪問介護計画の実施状況等からみて、当該基準該当訪問介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該訪問介護員等に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第四十三條中「第二十條第一項」の下に、「第二十五條」を、「前項」との下に、「第二十四條第一項中「第五條第二項」とあるのは「第四十條第二項」と、「第二十八條」とあるのは「第四十三條において準用する第二十八條」とを加える。

第七章第一節の節名を次のように改める。

第一節 基本方針

第六十六條第一項中「次のとおりとする」を「次のとおりとする」に改める。

第九十九條中「第三十九條まで」を「第三十五條まで、第三十六條第一項及び第二項、第三十七條から第三十九條まで」に改める。

第八章第二節の節名を次のように改める。

第二節 人員に關する基準

第二百一十一條第一項中「以下「短期入所生活介護従業者」を「以下この節から第四節までにおいて「短期入所生活介護従業者」に改め、同法第四項中「介護保険法」を「法」に改める。

第二百二十二條中「管理者」を「常勤の管理者」に改める。

第九章に次の一節を加える。

第五節 基準 基準該当居宅サービスに関する基準

（指定通所介護事業所等との併設）

第百四十条の二 基準該当居宅サービスに該当する短期入所生活介護又はこれに相当するサービス（以下「基準該当短期入所生活介護」という。）の事業を行う者（以下「基準該当短期入所生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「基準該当短期入所生活介護事業所」という。）は、指定通所介護事業所又は社会福祉施設（以下「指定通所介護事業所等」という。）に併設しなければならない。

（従業者の員数）

第百四十条の三 基準該当短期入所生活介護事業者が基準該当短期入所生活介護事業所ごとに置くべき従業者（以下この節において「短期入所生活介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該基準該当短期入所生活介護事業所の効果的な運営を期待することができるときは、利用者の処遇に支障がないときは、第四号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 一人以上
- 二 生活相談員 一人以上
- 三 介護職員又は看護職員 常勤換算方法で、利用者の数が三又はその端数を増すごとに一人以上

四 栄養士 一人以上

五 機能訓練指導員 一人以上

六 調理員その他の従業者 当該基準該当短期入所生活介護事業所の実情に応じた適当数とする。ただし、新規に基準該当短期入所生活介護の事業を開始する場合は、推定数による。

三 第一項第五号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事することができないものとする。

四 基準該当短期入所生活介護事業者は、法その他の法律に規定する指定通所介護事業所等として必要とされる数の従業者に加えて、第一項各号に掲げる短期入所生活介護従業者を確保するものとする。

（管理者）

第百四十条の四 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当短期入所生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当短期入所生活介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（利用定員等）

第百四十条の五 基準該当短期入所生活介護事業所は、その利用定員を二十人未満とし、基準該当短期入所生活介護の事業の専用の居室を設けるものとする。

（設備及び備品等）

第百四十条の六 基準該当短期入所生活介護事業所には、次の各号に掲げる設備を設けるとともに、基準該当短期入所生活介護を提供するために必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。ただし、指定通所介護事業所等の設備を利用することにより、当該指定通所介護事業所等及び当該基準該当短期入所生活介護事業所の効率的運営が可能であり、当該指定通所介護事業所等の利用者が当該基準該当短期入所生活介護事業所の利用者の処遇に支障がない場合は、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 食堂
- 三 機能訓練室
- 四 浴室
- 五 便所
- 六 洗面所
- 七 静養室
- 八 面接室
- 九 介護職員室

二 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
ロ 利用者一人当たりの床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。
- 八 日照、採光、換気等利用者の保健衛生、防災等に十分考慮すること。

二 食堂及び機能訓練室

イ 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

ロ イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

三 浴室
身体の不自由な者が入浴するのに適したものとすること。

四 便所
身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

五 洗面所
身体の不自由な者が使用するのに適したものとすること。

三 基準該当短期入所生活介護事業所の廊下幅は、利用者が車椅子で円滑に移動することが可能なものでなければならない。

第百四十条の七 基準該当短期入所生活介護事業者は、基準該当短期入所生活介護の提供に際し、常に指定通所介護事業所等との間の連携及び支援の体制を整えなければならない。

（準用）

第百四十条の八 第九条から第十三条まで、第六、第十九条、第二十一条、第二十六条、第三十二条から第三十五条まで、第三十六条第一項及び第二項、第三十七条から第三十九条まで、第五十二条、第六十一条、第六十三条、第六十四条、第六十二条並びに第四節（第六十二条第七項第一項及び第六十四条を除く。）の規定は、基準該当短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第十九条中「内容、当該指定訪問介護について法第四十一条第六項（法第五十三條第四項において準用する場合を含む。）の規定により利用者に代わって支払を受ける居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の額」とあるのは「内容」と、第二十一条中「法定代理受領サービスに該当しない指定訪問介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、第三十二条中「訪問介護員等」とあるのは「短期

入所生活介護従業者」と、第一百一条第三項中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と、第二百七条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定短期入所生活介護」とあるのは「基準該当短期入所生活介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と読み替えるものとする。

第百四十二条の次に次の節名を付する。

第三節 設備に関する基準

第百四十三条（見出しを含む。）中「設備等」を「設備」に改める。

第百九十三条中「としての」を「に該当する」に、「第七條第十七項」を「第七條第十七項の規定」に改める。

第十三章第五節の節名を次のように改める。

第五節 基準 基準該当居宅サービスに関する基準

第二百六条中「基準該当福祉用具貸与」の下に「（基準該当居宅サービスに該当する福祉用具貸与又はこれに相当するサービスをいう。）」を加える。

附則第十條中「第七十七條第一項」を「第七十七條第二項」に改める。

附 則

一 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

二 この省令の施行の際現に存する老人短期入所事業（介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十條の規定による改正前の老人福祉法（昭和三十八年法律第三十三号）以下「旧老福法」という。）第五條の二第四項に規定する老人短期入所事業をいう。以下同じ。）の用に供する施設（専ら当該事業の用に供するものに限り、若しくは老人短期入所施設（旧老福法第二十條の三に規定する老人短期入所施設をいう。以下同じ。）（基本的な設備が完成されているものを含む、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）であつて基準該当短期入所生活介護の提供に支障がないと認められるものについては、改正後の第百四十條の六第二項第一号イ及びロ並びに第二号イの規定は、適用しない。